

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 13 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の入院措置の対象者について

新型コロナウイルス感染症については、医療資源を重症化するリスクのある者等に重点化していくために、感染症法に基づく入院措置の対象について見直しを行ったところです。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、10 月以降、増加傾向となり、11 月以降もその傾向が強まっています。また、病床占有率は、微増の動きとなっており、入院者数、重症者数は 10 月末から上昇に転じているとともに、一部地域では病床占有率が高まってきています。

こうした状況を踏まえ、特に感染が拡大している地域では、医療資源を重症化するリスクのある者等に重点化していくために、医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者や軽症者について、宿泊療養（適切な場合は自宅療養）を求めることが必要となります。その患者の症状や重症化リスクの有無、地域の感染状況などを踏まえて、都道府県等において適切に判断していただきたいと考えています。

また、宿泊療養（適切な場合は自宅療養）については、感染管理対策の留意点等を取りまとめお示ししており、適切に実施されるようお願いいたします。

貴職におかれては、改めて、10 月 24 日に施行された新型コロナウイルス感染症の入院勧告・措置の見直しや宿泊療養（適切な場合は自宅療養）の対象となる患者の留意点等について、内容を十分御了知いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

(参考1) 宿泊療養(適切な場合は自宅療養)の感染対策等について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644314.pdf>

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640246.pdf>

- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>

(参考2) 入院勧告・措置の見直しについて

- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について(施行通知)(10月14日健康局長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683018.pdf>

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法の運用の見直しに関するQ&Aについて」(10月14日事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683022.pdf>